

合志市 新市建設計画

～人と自然を大切にした協働によるまちづくり～

未来輝く 産業・定住拠点都市の創造

『子育て支援日本一のまちづくり』



平成17年3月

合志西合志二町合併協議会

目 次

第 1 章	はじめに	
1 .	新市建設計画策定の趣旨	1
2 .	合併の必要性	2
3 .	二町合併の意義	3
4 .	計画策定方針	4
第 2 章	新市の概要	
1 .	二町の概況	5
2 .	人口と世帯数	5
3 .	位置・地勢	6
4 .	歴史	6
5 .	産業	6
6 .	日常的な社会生活圏	7
7 .	交通	7
8 .	教育・福祉	7
9 .	新市が設置している公共施設等	8
第 3 章	主要指標の見通し（人口・世帯数）	
1 .	将来の人口	9
2 .	将来の世帯数	9
第 4 章	新市の将来像	
1 .	新市の主要課題	10
2 .	新市の将来像	10
3 .	新市の土地利用と整備方針	14
第 5 章	新市の基本施策	
1 .	新市の基本施策	16
2 .	新市の重点施策（構想）	36
第 6 章	新市における県事業の推進	38
第 7 章	公共的施設の適正配置と整備	40
第 8 章	財政計画	
1 .	国・県からの財政支援	41
2 .	削減効果又は目標	41
3 .	財政計画の各区分の考え方	42
4 .	財政計画	44

第1章 はじめに

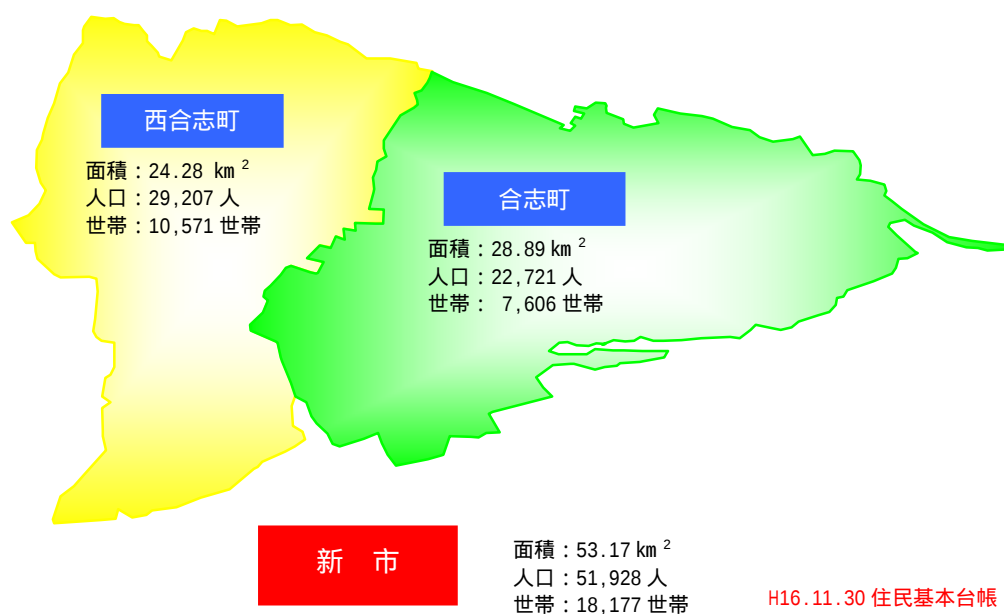
1. 新市建設計画策定の趣旨

合志町・西合志町は県都熊本市に隣接し、熊本空港や九州縦貫自動車道からの利便性もよく、熊本電鉄線の沿線にあり、道路網も整備されたことから、昭和40年代以降の高度経済成長期から市街化が一挙に進み、熊本都市計画区域の中で生活圏を同じくする住宅都市として発展する一方で、職住近接の産業都市としての面もあわせ持つ自然豊かな地域として発展してきました。

近年の社会情勢は、少子・高齢化の進展や日常生活圏の拡大、急激に進む高度情報化など著しい変化があり、自治体を取り巻く環境も住民意識の多様化・高度化・個別化が進む一方で、国・地方を通じた財政状況は、三位一体の改革に伴う地方交付税の見直しなどますます厳しくなっており、自己決定・自己責任を基本とする地方分権の受け皿として基盤のしっかりとした自治体の誕生が求められています。

そこで、合志町と西合志町はこのような状況を踏まえて、これらの課題や今後の社会情勢の変化に的確に対応した行政サービスを提供し、住民福祉の維持向上を図るためには合併が必要であるとの確信に立ち至りました。

この新市建設計画は、こうした考えに立って、合志町と西合志町が合併を通じて夢のある新市づくりを進めるための指針として策定するものです。



2. 合併の必要性

(1) 地方自治の確立のために

地方分権とは、地方自治が住民自治と団体自治とが両輪になって働いていくための仕組みづくりで、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していくことです。

地方自治の基本（本旨）

- ・住民自治：住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていくこと
- ・団体自治：地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと

地方分権の推進による権限の移譲が進展する中、地方自治体にはより一層の行政能力の向上が求められています。その一方で、昨今の経済不況に伴い厳しい財政状況に置かれている各自治体は、財政構造の再編、公共投資の見直しが迫られています。

こうした状況から、地方分権の担い手として、住民の意向を踏まえた質の高い行政サービスを提供していくために、二町が合併して市制を施行することにより、強力な行政組織を構築し、福祉・保健・医療・教育・生活環境など住民により身近な分野の行政水準を向上させていくことが必要です。また、合併により、広域的・総合的な視点で、一体的で計画的なまちづくりを進め、適正且つ効率的に行政を運営していく必要があります。

産・学・住のバランスのとれた利便性の高い、快適で住みやすい魅力ある都市の実現のためには、合併による行政の効率化・強化を図る一方で、住民の意向を取り入れる仕組みづくり、住民と行政との協働による「まちづくり」を進めていく必要があります。

協働...市民や社会を構成する多様な主体と行政が、お互いの立場や特性（できることできないこと、得意なこと、苦手なこと）を認めあい、課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、対等の立場で連携・協力すること。

(2) 少子高齢社会への対応

我が国はこれまで経験したことのない少子高齢社会を迎えており、福祉・保健・医療等に対する行政需要は、今後さらに増大していくものと思われます。

二町の将来の人口構成を展望すると、人口増加の陰で老年人口も大きく増大しており、15年後には住民の約4分の1を高齢者が占めることが予測され、介護等への専門的な人材の確保、緊急医療体制など支援体制の充実が求められるとともに、保健施策による予防体制の整備や高齢者への生きがいづくりが一層重要です。

一方、年少人口の減少という傾向もあり、子育てのしやすい環境を整備するとともに、ゆとりある学校教育の実現、情報化社会に対応した教育の実施のために、合併による人的・施設等の資源を最大限に活用して、高水準の教育環境を提供していくことが重要です。

(3) 社会環境の変化と多様化・高度化する住民ニーズへの対応

環境問題や高齢化・国際化・高度情報化といった社会情勢の大きな変化の中で、住民の意識も生活水準の向上や余暇時間の増加によるライフスタイルの変化などにより多様化・個別化しています。これらは行政に従事する職員の増加要因ともなりますが、二町はこれまで行財政改革を進めながら同規模自治体と比して少ない人員で対応を行ってきました。

しかしながら、将来の財政見通しや行政需要の増大を考慮すると、今以上に専門的職員の育成・確保、職員の弾力的な配置、財政基盤の強化など総合的な行財政力の強化が必要となっ

ており、より多様で高度なサービスを二町全域に展開していくために、合併という手段により職員の専門化、適正配置などを行うことが求められます。

(4) 生活圏の一体化にともなう対応・連携

歴史的に二町は合志郡であった時代から密接な関係にあり、行政区域を越えた生活圏が形成されてきました。今日では、車社会の進展、道路や鉄道などの交通ネットワークの整備が進んだことによって住民の行動圏が広がり、日常生活や経済活動の面で地域間の結びつきも広がっています。

これまでも、ごみ処理やし尿処理、火葬、消防・救急等の業務において、広域連合や一部事務組合での共同処理を行うなど相互の結びつきを強めてきており、今後更に、交通体系の整備や下水道などの生活基盤整備はもとより、教育、文化、福祉・保健・医療などの分野においても一体的な対応が求められています。

(5) 厳しい財政状況への対応

現在、国をはじめ地方公共団体の財政状況は極めて厳しい状況にあり、将来的にもこうした状況が続くものと考えられます。

そのため各自治体では、今後の社会経済情勢の変化に順応し、新たな行政需要への対応やこれまでのサービス水準を維持していくために、財政の健全化を確保しながら、限られた財源の中で効率的・効果的な行財政運営を進めていくことが求められています。

そこで、住民に直結した最も身近な自治体として、より主体的、自立的、個性的な魅力あるまちづくりを推進するために行財政基盤の強化は不可欠であり、合志町、西合志町の合併は有効な手段と考えられます。

3. 二町合併の意義

(1) 地域の核となる自治体の形成

二町は、県内で最も人口が増加している地域であり、工業、農業、商業のバランスがとれ、所得水準も高い地域です。また、上下水道などの生活基盤の整備も県内で最も進んだ地域でもあります。このように県内トップクラスの職住環境を備えた将来発展性の高い地域にあって、行財政能力が優れた拠点都市が形成されれば、今以上の活性化が期待でき、周辺地域に対しても求心力・発言力を高めることができます。また、将来広域での合併をする場合にあっては、その中心的立場になることが期待されます。

(2) 行財政基盤の強化と住民サービスの維持向上

国が進める三位一体の改革の方向性が定かでない中、今後の財政運営も厳しさを増してくると思われ、現状の歳出規模を維持していくことが困難な状況です。経常経費や職員定数の削減、政策的な事業の見直しなど行財政全般に亘る見直しは当然ですが、住民負担や住民サービスの見直しも不可避となることが想定されます。二町が合併を通じて行財政の効率化を目指すことが、こうした行財政改革を進める手段として最もマイルドで効果的な方法です。二町が力を合わせて取り組むことで現在の住民サービスの維持向上を図ることが期待されます。

4 . 計画策定方針

二町の新市建設計画の策定は、次の基本方針で臨むものとします。

(1) 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の規定に基づき、合志町と西合志町の合併後の新市建設を推進していくための基本方針を示すもので、新市の速やかな一体性の確立、住民福祉の向上及び地域の均衡ある発展に資するよう配慮して策定します。また、本計画は、合併後に策定される新市の総合計画（基本構想）の指針となるものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市建設のためのまちづくり基本方針、根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 カ年の期間について定めるものとします。

(4) 策定にあたっての配慮事項

本計画の策定にあたっては、次の点に配慮します。

- ・ 二町が策定している総合計画、国・県の計画等との整合性を図りながら、新市の将来を展望し、新市が進むべき方向性を定めます。
- ・ 根幹となるべき事業並びに公共的施設の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域のバランスや財政面も考慮しながら検討します。
- ・ 財政計画については、健全な財政運営が確保されることを基本として策定するとともに、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう留意します。

第2章 新市の概要

1. 二町の概況

	合志町	西合志町	二町計
面積	28.89 km ²	24.28 km ²	53.17 km ²
H12 国調人口	(21,287 人) 21,930 人	(25,638 人) 27,461 人	(46,925 人) 49,391 人
H12 国調世帯数 (一般世帯)	(6,172 世帯) 6,842 世帯	(7,972 世帯) 8,940 世帯	(14,144 世帯) 15,782 世帯
H12 一世帯当たり人口	(3.45 人 / 世帯) 3.21 人 / 世帯	(3.22 人 / 世帯) 3.07 人 / 世帯	(3.32 人 / 世帯) 3.13 人 / 世帯
H12 国調人口密度	759 人 / km ²	1,131 人 / km ²	929 人 / km ²
H12 国調年少人口比率	(18.8%) 16.0%	(18.9%) 17.1%	(18.9%) 16.6%
H12 国調老年人口比率	(14.6%) 17.3%	(14.3%) 16.6%	(14.4%) 16.9%
H16.11.30 現在人口	22,721 人	29,207 人	51,928 人
H16.11.30 現在世帯数	7,606 世帯	10,571 世帯	18,177 世帯
H16.11.30 現在人口密度	786 人 / km ²	1,202 人 / km ²	976 人 / km ²
産業別就業者数 (計)	10,372 人	12,716 人	23,088 人
・第1次	787 人(8%)	774 人(6%)	1,561 人(7%)
・第2次	2,988 人(29%)	3,261 人(26%)	6,249 人(27%)
・第3次	6,578 人(63%)	8,615 人(68%)	15,193 人(66%)

「H12 国調」関係の上段()書きは、H 7 国調時の数値である。

「産業別就業者数」は H12 国調における数値であり、「計」には分類不能を含む。

2. 人口と世帯数

人口推移をみると、二町ともに増加傾向にあり、平成 16 年 11 月 30 日現在、二町の総人口は 51,928 人となっています。増減率(H12 国調人口 / H7 国調人口)については、熊本県平均が 0.02 ポイント減少しているのに対し、二町全体で 5.3 ポイントの増加となっており、今後もさらに発展する地域であるといえます。

世帯数も増加傾向にあります。1 世帯当たり人員は、5 年間で 0.19 人減少(平成 7 年 : 3.32 人、平成 12 年 : 3.13 人)し、新市においても核家族化が進行していくものと思われますが、熊本県全体の 2.88 人 / 世帯と比較すると高い数値となっています。

年少(0 歳から 14 歳)人口比率は、5 年間で 2.3 ポイント減少(平成 7 年 : 18.9%、平成 12 年 : 16.6%)し、熊本県平均の 17.3%より低い数値となっているものの、二町においても少子化が進行しています。一方、老年(65 歳以上)人口比率は、5 年間で 2.5 ポイント増加(平成 7 年 : 14.4%、平成 12 年 : 16.9%)し、熊本県平均の 21.3%よりも低い数値とはなっているものの、二町においても高齢化が進行していることがうかがえます。

3 . 位置・地勢

新市（合志町、西合志町）は、県都熊本市の北東部に位置し、総面積 53.17 km²（東西約 12 km、南北約 8 km）で、北部地域は阿蘇の火山灰が降り積んだ黒ボクと呼ばれる火山灰性腐植土に覆われた広大な農地として広がり、県内有数の穀倉地帯となっております。

住宅地及び商業地は、以前から国道・県道や熊本電鉄沿線に形成されていましたが、熊本市に隣接した南西部一帯に新市街地を形成しています。

4 . 歴史

新市を含む地域は、古くは「火の道の尻の邦」（肥後）に属する郡として「加波志」と称していましたが、応神天皇期の地名改称によって「皮石」と改められ、和銅 6（713）年「好字好音」の詔により「合志」と呼ばれるようになりました。

合志町の竹迫周辺は、平安後期（1148）年には太宰府の荘園となっていました。その後、竹迫は合志郡の政治の中心として永く栄えました。

その後、合志郡は明治 29 年の北隣菊池郡との合併で菊池郡となり合志の地名は、明治 22 年の町村制施行で成立していた合志村と西合志村に残されました。

明治 22 年 5 か町村が合併して誕生した西合志村は、天正 16(1588)年に肥後に入国した加藤清正の手による堀川、椎持往還（現県道 37 号（熊本菊鹿線））が交差し、白川下流と菊池阿蘇の台地を結ぶ回廊の役割を果たす重要な地域として発展してきました。

昭和 41 年の町制施行で二町は合志町、西合志町となり、現在に至っています。

5 . 産業

新市には、九州沖縄農業研究センター、県農業研究センター等が配置され、先進的な研究機関が集積し、県道 341 号（大津西合志線）沿いには、セミコンテクノパーク、蓬原工業団地、合志工業団地、栄工業団地や日本たばこ産業等が立地しています。また、国道 387 号沿いには、三菱電機を中心とした関連企業が IC・半導体素子などを製造しており、熊本県における工業生産の大きな役割を果たし、活力豊かな地域となっています。（平成 15 年工業統計調査における二町管内の事業所数：46、従業員数：4,225 人、県内出荷額に占める割合：9.2%）

また、商業においては、近年は、道路網の整備が進み、県道 316 号（住吉熊本線）沿線への店舗進出を始め、人口集中地域においては、大規模店舗を中心に中小店舗が混在しており、地域に密着した商業の展開が進んでいます。（平成 13 年商業統計調査における二町管内の商店数：361、従業員数：2,666 人、県内年間商品販売額に占める割合：1.2%）

農業は、新市における主要な産業であり、922 戸（平成 12 年農業センサス）の農家があり、220 戸の認定農家を中心に、1,789ha の耕地を活かし、酪農・施設園芸・葉たばこ・水稻を中心とした多種多様の農畜産物が生産されています。

6．日常的な社会生活圏

新市の通勤・通学者の総数は、26,616 人で、新市内が 8,932 人（33.6%）、他市町村が 17,684 人（66.4%）で、その内熊本市への通勤・通学が 10,625 人となっています。

一方、他市町村から新市への通勤・通学者の総数は、10,068 人で、熊本市からの流入が 4,236 人（42.1%）となっています。

買物の状況（購入場所）をみると、合志町では熊本市が 49.3%、自町内が 24.5%となっています。西合志町では熊本市が 53.7%、自町内が 23.3%となっており、熊本市や新市内での買物割合が高く、熊本市を除くと新市内において一定の商圈が形成されていることがわかります。

（平成 12 年国勢調査）

7．交通

新市の幹線道路網については、国道 387 号をはじめ県道 30 号（大津植木線）、県道 49 号（熊本大津線）、県道 316 号（住吉熊本線）県道 341 号（大津西合志線）など主要な県道が配置され、平成 19 年度には熊本北バイパスも国道 387 号と接続して供用を予定されています。

また、新市西側に九州縦貫自動車道が南北方向に配置され、熊本インターチェンジや植木インターチェンジが近接しており、福岡方面や宮崎・鹿児島方面への利便性に優れています。

公共交通機関については、新市西側に熊本電鉄が南北方向に配置され、7 駅（御代志、再春荘前、電波高専前、黒石、三ツ石、須屋、新須屋）が設置されています。

8．教育・福祉

新市における教育施設については、平成 16 年度現在、小学校 7 校（児童数 3,294 人）、中学校 3 校（生徒数 1,724 人）となっていますが、減少傾向となっています。また、熊本県立菊池養護学校、熊本県立黒石原養護学校、熊本県立ひのくに高等養護学校と、高等教育施設として熊本電波工業高等専門学校と熊本県立農業大学校が立地しています。

福祉施設については、特別養護老人ホームが 2 箇所、老人憩の家 1 箇所、身体障害者授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者療護施設が各 1 箇所、児童養護施設 1 箇所、保育所 13 箇所、児童館 3 箇所、知的障害者更生及び授産施設が 1 箇所となっています。

9. 新市が設置している公共施設等

新市の共有財産として、福祉の増進、健康の維持、交流・ふれあい、文化振興、スポーツ・レクリエーション、地域づくり、生涯教育の場として活用していくこととなります。

施設の名称等	合 志 町	西 合 志 町
役場等	・合志町役場 ・南部出張所（南部町民センター内）	・西合志町役場 ・南部支所
健康 ・福祉施設等	・福祉会館（ヴィーブル内） ・福祉センター「みどり館」 ・児童館 ・南部児童館（南部町民センター内）	・保健福祉センター 「ふれあい館」 ・老人憩の家 ・児童館（ふれあい館内）
温泉等 交流施設		・総合ふれあい健康センター 「ユーパレス弁天」
町民総合運動場 体育館	・総合体育館（ヴィーブル内） ・武道館	・総合運動公園 ・中央運動公園グラウンド ・町民体育館
コミュニティ施設 地域体育館等 中央公民館 町民センター	・総合センター「ヴィーブル」 ・農業総合センター ・農業構造改善センター【体育館】 ・人権ふれあいセンター ・栄町民グラウンド ・南部体育センター	・町民センター ・勤労青少年ホーム ・町公民館 ・合生文化会館 ・南地区スポーツセンター【体育館】 ・南地区文化センター【体育館】 ・妙泉寺体育館 ・上生グラウンド ・合生グラウンド ・黒石公園グラウンド ・多目的グラウンド ・ふれあいテニスコート
文化施設	・文化会館【ホール】（ヴィーブル内）	・講堂【多目的ホール】（町民センター内）
図書館	・図書館（ヴィーブル内） ・南部図書館（南部町民センター内）	・町民図書館（天文台も配置）
資料館	・歴史資料館（ヴィーブル内）	・郷土史料館
公園 キャンプ場等	・竹迫城跡公園 ・飯高山公園 ・蛇ノ尾公園 ・ふれあい緑地（ヴィーブルに併設） ・三つの木の家（宿泊施設完備）	・妙泉寺公園 ・ひまわり公園（郷土資料館横） ・弁天山公園（公園、キャンプ場）
市民農園	・合志町市民農園	
小・中学校等	・小学校（３校） ・中学校（１校） ・学校給食センター	・小学校（４校） ・中学校（２校）
下水道等施設	・塩浸川浄化センター （合志西合志下水道組合）	・野々島地区農業集落排水施設 ・合生地区農業集落排水施設 ・西合志町浄化センター

第3章 主要指標の見通し（人口・世帯数）

1. 将来の人口

新市の将来人口については、コーホート要因法 による推計により、合併 10 年後の平成 28 年には、総人口約 56,000 人となり、年少人口(0～14 歳)8,100 人、生産年齢人口(15～64 歳)34,600 人、老年人口(65 歳以上)13,300 人程度になると推定されます。

全国的な平均出生率の低下等により、熊本県においても、将来的に人口の減少が予測されますが、新市については、増加傾向で推移していくものと推定されます。

コーホート要因法...人口を年齢別に 5 歳ごとの階層に分け、各階層が 5 年ごとに 1 階層上がる際、どれだけ増減するかを計算する人口推計の一般的な方法。この推計では、政策的な要因による人口増加は含まれていません。

平成 12 年二町人口合計(国勢調査)

49,391 人

52,003 人(H17.1 末 二町住基人口計)



平成 28 年(新市の将来人口)

約 56,000 人

2. 将来の世帯数

新市における将来世帯数については、昭和 55 年から平成 12 年までの国勢調査データを線形回帰(相関係数の高い 2 次回帰)により推計すると、合併 10 年後の平成 28 年には 18,000 世帯程度となり、現状(平成 12 年:15,782 世帯)の約 1.15 倍に増加すると想定されます。人口は、自治体の力の源泉であり、菊池南部地域唯一の 5 万人都市として、さらなる発展が期待されます。

表 将来人口及び世帯数

	平成 12 年	平成 28 年
合 志 町(人)	21,930	56,000
西合志町(人)	27,461	
総 人 口(人)	49,391	
年少人口比率(%)	16.6	14.5
老年人口比率(%)	16.9	23.8
世 帯 数(世帯)	15,782	18,000
1 世帯当人員(人/世帯)	3.13	3.11

平成 12 年:国勢調査

第4章 新市の将来像

1. 新市の主要課題

新市の将来像を設定するにあたり、住民生活を取り巻く社会環境の変化による課題は、少子高齢化（少子高齢化の進行に対する福祉・保健・医療等の分野における行政サービスの需要増大や労働力の減少や地域経済・地域活力の低下）への対応、日常生活圏の拡大（車社会の進展や道路網の整備等による日常生活圏の拡大に対する町の区域を越えた行政需要の増大と自治体の枠を越えた取り組み）への対応、行政ニーズの多様化・高度化・個別化（生活水準の向上や自由時間の増大によるライフスタイルの変化等を背景にした行政に対する要求の多様化・高度化・個別化）への対応、地方分権の推進（施策を企画・立案し実行する能力と事業を選択して実施するための財政基盤の強化と地方分権社会にふさわしい行財政体制の整備）の必要性、行財政基盤の強化（新たな行政需要への対応やこれまでのサービス水準を維持していくための、限られた財源の中での効率的・効果的な行財政運営の推進）がありますが、以下、新市における地域特性上の課題を整理します。

【新市における地域特性上の課題】

新市内の一体性の確保・連携強化	新市各地区の連携を強化する生活幹線道路網の整備や新市各地区を横断的に連携する公共交通機関の整備が必要です。
産業の強化・連携	県内でもトップクラスにある産業を新市の地域特性として伸ばすとともに、地域商業を含めた各分野の連携・交流によるさらなる発展を目指す必要があります。
地域コミュニティの醸成・強化	地域福祉を支え、子どもたちの健全育成を図るため、地域内での助け合いが必要であり、住民と行政との協働により地域コミュニティの醸成・強化を図っていく必要があります。
計画的な土地利用の展開	新市における土地利用については、都市計画法や農業振興地域法等に基づいた計画的な展開を図る必要があります。
環境を重視した取り組みの実施	資源の有効利用・再利用や、エネルギーの効率的利用といった環境問題に対する取り組みの継続実施や、新市民すべてが環境問題の解決に参加する気運を高め、実行に結びつけていく必要があります。

2. 新市の将来像

（1）新市におけるまちづくりの基本理念

新市は県内でも有数の人口増加地域であり、合併を契機として多くの人やモノ、情報が交流し、そこから新たな文化が生まれることが期待されるとともに、広域交通の優位性や高度な技術研究施設の集積した環境を生かし、先進的な産業・技術の一大拠点として熊本県の中核的な役割を担う都市として大きく飛躍することが期待されます。

新市においては、公園などの住環境の整備や産業の振興を図るための基盤整備など地域特性を生かしたまちづくりを行うとともに、身近でこまめなサービスを維持しながら、すべての人々が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりや環境を大切にしたまちづくりを行わなければなりません。

そのためには地域の中で一人ひとりの市民が助け合い、見守りあいながら、地域コミュニテ

ィを築き、市民の自主的な行動のもとに、市民と行政とが対等な立場で良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において「市民協働によるまちづくり」に取り組むことが大切です。

新市においては、「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念としたまちづくりを進めていきます。

まちづくりの基本理念

人と自然を大切にした 協働によるまちづくり

(2) 新市の将来像設定にあたって

新市のまちづくりを行うにあたっては、基本理念である「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を踏まえ、新市建設計画を策定していくとともに、これまで実施されてきた二町における振興総合計画を基本として新市においても取り組むものとします。そこで、合志町と西合志町の振興総合計画におけるキーワード、「人」、「緑」、「元気」が持つイメージを継承した「まちづくりの基本方針」を整理し、将来像を設定します。

(3) まちづくりの基本方針

人々が安心して暮らせる居住空間づくり

新市の持つ豊かな自然環境の中で、それぞれの地域における魅力を活かしながら、計画的な宅地供給を実施し、安心して暮らせる魅力ある住宅地の整備を行い、従来からの住宅地においても公園や上下水道、生活道路等の整備を行うとともに、災害に強く犯罪の起こらない環境づくりに努めます。このような施策を極力既存ストックの活用を図りながら展開し、「人々が安心して暮らせる居住空間づくり」を推進します。

緑豊かな環境と共生した自然空間づくり

自然からの恩恵を受けつつ、多様な生活空間を整備し、ゆとりある快適な環境を創造するため、貴重な自然環境や景観の保全を図るとともに、身近な緑を生かした市民の憩いの場づくりや多様な市民ニーズに対応したレクリエーションの場づくり、更には自然とふれあう環境学習や体験農場の場づくりを行い、自然と人間との共生を重視していきます。また、廃棄物の抑制や資源のリサイクル、エネルギーの有効利用など環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努めます。このような施策を住民との協働による創造を基本として展開し、「緑豊かな環境と共生した自然空間づくり」を推進します。

働く人々が輝き続ける産業空間づくり

産・学・官の協力や異業種間の連携により新たな産業を創出し、多種多様な産業による豊かで強じんな産業構造の構築を推進します。また、新たな雇用機会の創出と所得の増大に努める

とともに、豊かな自然や産業等の地域資源を生かした観光振興に力を入れ、産業全体のより一層の振興を図ります。このような施策を広域的な連携を図りながら展開し、「働く人々が輝き続ける産業空間づくり」を推進します。

みんな元気で笑顔あふれる交流空間づくり

それぞれの地域のコミュニティを基本に、これまでの取り組みや地域で受け継がれてきた歴史・文化・スポーツなどの各種活動の継続的な推進を図ります。また、地域住民が互いに助け合うことができる社会の実現に向けて、障害の有無や年齢、男女による差別なく、すべての市民がいきいきと社会参加ができる環境の整備を実施していきます。更には、市民が健康で元気に生活できるよう、これまで以上に福祉・医療サービスの維持・向上を図るとともに、次代を担う子どもたちのために学校教育においては、一人ひとりの個性を大切に「生きる力」を育み、基礎を身につける教育を推進します。このような施策を住民と住民、住民と行政の協働により展開し、「みんな元気で笑顔あふれる交流空間づくり」を推進します。

(4) 新市の将来像の設定

まちづくりの基本方針に基づいた各種取り組みを行い、4つの空間（居住空間、自然空間、産業空間、交流空間）それぞれの魅力が十分調和し向上することにより、日常生活の中にも快適性や安全性の向上がもたらされ、新市に住む住民の輝かしい未来の実現を目指します。

そこで、『未来輝く 産業・定住拠点都市』を将来像として設定し、各種施策を展開していきます。特に、若い世代の人たちが住みたいと思うような施策に力を入れ、「子育て支援日本一のまちづくり」に取り組みます。

新市の将来像

未来輝く 産業・定住拠点都市

『子育て支援日本一のまちづくり』

新市の将来像

～ 二町の振興総合計画 ～

合志町総合計画

将来像のキャッチフレーズ 「人・緑きらめく合志町」

《目標とすべき将来都市像》

- 自然と文化の豊かさ
のびやかな自然環境に育まれる健やかで文化的な都市
- 産業の豊かさ
農工商住の相互連携の中で育まれる 活力ある都市
- 心の豊かさ
あたたかい人づきあいの中で育まれるゆとりと安らぎのある都市

西合志町振興総合計画

基本目標 「元気あふれ、誇れるわが町・西合志」

《目標を具現化したまちの姿》

- 自然環境の保全と開発のバランスがとれ、質の高い生活ができるまち
- 快適に安心して住み続けられるまち
- 創造的で進取の気性に富んだ産業が展開しているまち
- 活発な交流が生まれているまち

まちづくりの基本理念
「人と自然を大切にした
協働によるまちづくり」

新市における まちづくりの基本方針

- 人々が安心して暮らせる
居住空間づくり
- 緑豊かな環境と共生する
自然空間づくり
- 働く人々が輝き続ける
産業空間づくり
- みんな元気で笑顔あふれる
交流空間づくり

新市の
将来像

未来輝く

産業・定住拠点都市

『子育て支援日本一のまちづくり』



3．新市の土地利用と整備方針

新市の将来像の実現に向けて、これまで行われてきた二町のまちづくりを継承しながら、「人と地域を大切に、安心して暮らせる社会」の実現を目指し、熊本都市圏の都市計画区域の線引きの見直しを働きかけるとともに以下のような土地利用と整備を行います。

(1) 土地利用

住宅市街地ゾーン

…新市の住宅市街地は、南西部に広がる熊本市と隣接する一帯に市街地を形成し、熊本電鉄沿線、国道や県道の沿線を中心に住宅地を形成しています。これら市街地や住宅地については、緑豊かで魅力的な生活環境の形成に努め、住民生活の利便性に配慮しながら、道路・公園や上下水道等の都市基盤の整備を推進します。

先端産業集積ゾーン

…新市東部のセミコンテクノパーク隣接地域については、新市の基幹産業の拠点として、先端産業集積ゾーンとして位置づけ、エリアの拡大を含めた第3テクノパーク（仮称）の整備を検討するとともに、農業公園周辺地域を新たな産業集積ゾーン（第4テクノパーク（仮称））として検討し、高度技術型産業の誘致を推進します。

自然環境共生ゾーン

…自然環境共生ゾーンは、生産機能のみならず水源涵養や防災など市民に与えている恩恵は計り知れないことから、農地については農業生産基盤整備や担い手育成等により農業の振興を図るとともに貴重な財産として保全を図ります。また、地域住民の生活環境の向上を図るため、生活道路や上下水道、地域の特性にあった広場等の整備を推進していきます。

アメニティ空間ゾーン

…九州沖縄農業研究センターや国立療養所等が立地する地域については、その施設が保有する豊かな緑や静けさ、落ち着いた雰囲気等といった環境の快適さを身近に感じることができる空間として、高次医療機能の充実をはじめ、広大な公有地の利活用について検討していきます。

交流拠点ゾーン

…新市における交流拠点ゾーンとして、ユーパレス弁天～弁天山公園、ヴィーブル～飯高山公園については、自然とのふれあい、市民の憩いの場として整備を推進します。そこでは、市民農園や地域特産物等を通じた人的交流が盛んに行われるよう諸施策を展開していきます。

(2) 交通体系

広域連携軸

…新市内を走る国道387号は、熊本市方面と菊池方面を結ぶ新市の南北方向の広域交通を処理していることから、広域連携軸として設定します。なお、広域連携軸沿線には、商業・業務施設等が集積し、沿道市街地を形成していることから、更なる商業・業務機能の充実や交流施設等

の配置等により、沿道機能の一層の充実を図っていくものとします。

さらに、高速道路への利便性を高めるための産業道路や、通勤や交流道路として広域連携する道路の整備も推進していきます。

地域連携軸

...新市の均衡ある発展を促すため旧二町を連携する路線及び広域連携軸を結ぶ路線については、地域連携軸として位置づけ、市民の生活道路又は交流道路として、または、広域連携軸とのネットワークの構築として、人や自転車等へのやさしさも考慮しながら、新市内交通の円滑化を図るための整備を推進していきます。

公共交通

...新市の住民生活や経済活動をより円滑に支えるために、熊本電鉄の熊本市電との結節や農業公園を經由した辻久保までの延伸を、関係機関等との連携による協議・検討を行いながら、駅周辺の整備やパークアンドライド、サイクルアンドライドを推進していきます。また、日常生活に密着した路線バスは、市民、特に、高齢者や障害者にとっては重要な移動手段であることから、利用者の利便性に配慮した運行体制の充実を働きかけていきます。更には、市内を循環するコミュニティバス等の運行について、市民の意見を取り入れながら、暮らしの視点に立った利用しやすい運用を検討していきます。

パークアンドライド...最寄り駅まで自動車でアクセスし駅に近接した駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道やバス）に乗り換えて、勤務先まで通勤する方法。

サイクルアンドライド...まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・電車の利用を促進するために、自転車でバス停・駅に来てバス・電車に乗り換えるシステム。

第5章 新市の基本施策

1. 新市の基本施策

新市の将来像の実現に向けて、「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」を基本理念とし、誰もが生活しやすい社会をつくるというユニバーサルデザインの考え方を活かしながら以下の基本施策を新市のまちづくりにおいて取り組みます。

将来像

未来輝く産業定住拠点都市

『子育て支援日本一のまちづくり』

基本施策

(1) 人と地域が支える
健康・福祉のまちづくり

(2) 生涯にわたって
豊かな心を育むまちづくり

(3) 快適な都市基盤の整ったまちづくり

(4) 安全・安心で
住みよいまちづくり

(5) 地域特性をいかした
様々な産業が育つまちづくり

(6) 自然と調和した
美しい環境のまちづくり

(7) 市民が主役、
みんなで進めるまちづくり

主な施策

保健医療の充実
高齢者保健福祉の推進
障害者（児）福祉の推進
ユニバーサルデザインの推進
子育て支援の充実

学校教育の充実
青少年の健全育成
生涯学習の推進
スポーツ・レクリエーション活動の推進
地域文化の振興
歴史的資源の保存・活用

計画的な土地利用の推進
主要道路網の構築
公共交通サービスの充実・強化
新市の拠点整備
上下水道の整備
情報ネットワークの構築

魅力ある住宅地の形成
公園緑地の整備
防災・防犯体制、交通安全対策の充実・強化
生活道路の整備

農林業の振興
工業の振興
商業の振興
観光の振興

豊かな自然環境の保全と活用
水資源の保全・確保
環境への負荷軽減
リサイクル体制の充実

市民参加のまちづくり
地域コミュニティ活動の推進
交流によるまちづくりの推進
人権の尊重
男女共同参画社会の形成
行財政運営の効率化

(1) 人と地域が支える健康・福祉のまちづくり

主な施策

- ・保健医療の充実
- ・障害者（児）福祉の推進
- ・子育て支援の充実
- ・高齢者保健福祉の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進

【主要事業】

- （仮称）保健・福祉センター建設
- 人間ドック助成事業
- 総合健康づくり支援
- 介護予防事業
- （仮称）地域包括支援センターネットワークシステムの構築
- 高齢者生きがいづくり事業
- 障害者リハビリテーション支援事業
- 障害児放課後・夏休みデイサービス事業
- 障害者居宅生活支援事業
- 障害者ケアマネジメント支援事業
- 精神障害者家族会育成
- やさしいまちづくり推進事業
- 母子保健相談・健康教育事業
- 乳幼児健康診査事業
- 保育所整備改修事業
- 子育て・ファミリーサポートセンター事業
- 放課後児童健全育成事業
- 乳幼児健康支援一時預かり事業
- 母子家庭等医療費助成事業
- 乳幼児医療の充実

(1) 人と地域が支える健康・福祉のまちづくり

新市においては、市民の健康維持・増進に向けての健康管理施設等の充実・整備を図るとともに、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の方々が、様々な健康づくり活動に取り組めるような環境づくりを推進していきます。また、数多くの地域資源や素材を生かし、心身にわたる多面的な健康増進に向けての環境づくりを推進していくため「触れる・遊ぶ・学ぶ・食べる」といった様々な体験ができる体験学習機会や場所の提供をはじめとした各種取り組みを行っていきます。

さらには、少子高齢化がより一層進むなか、すべての市民が安心していきいきと暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、公共施設や歩行者空間の整備を推進するなどすべての人にやさしい健康・福祉のまちづくりを進めます。

ユニバーサルデザイン...「すべての人のためのデザイン」といい、年齢、性別、言語や障害の有無に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味するが、今日では情報、サービスやコミュニケーションも含めすべての人が生活しやすい社会のデザインといった、より広い概念。

(1) - 保健医療の充実

高齢社会や少子化に対応し、市民の日常的な健康の維持増進を図るため、地域医療サービス推進事業による地域の医療体制の充実や保健・福祉センターをはじめとした健康管理施設の充実・

整備を促進し、心身にわたる多面的な健康づくりの環境整備を図るとともに独立行政法人国立病院機構などと連携し、新たな医療・健康管理体制のシステムの導入等を積極的に推進します。

また、生活習慣病をはじめとする病気の予防、早期発見・早期治療を目的として、食育の推進や運動習慣の定着、こころの健康づくり、歯の健康づくりなどの予防活動の充実を図るとともに各種検診を実施します。

さらに、国保健康づくり支援事業や国保人間ドック助成事業に取り組み、市民の健康管理に対する意識の啓発に努めます。医療費適正化の推進や被保険者の給付と税負担の公平を図りながら国保事業の安定化を推進します。

【主要事業】

- （仮称）保健・福祉センター建設
- 人間ドック助成事業
- 総合健康づくり支援

（１） - 高齢者健康福祉の推進

今後も老年人口比率の増加が見込まれているなかで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを行うため、地域住民等の参加による軽度生活援助サービスやひとり暮らし高齢者等への訪問サービス、緊急時の通報サービス等の生活支援事業の推進や医療費助成等のソフト事業を推進するとともに住みやすい住宅への改造助成や高齢者保健福祉の拠点となる施設の整備・運営を行い、総合的な支援体制の強化を推進します。

また、高齢者が健康でいきいきとした社会生活を送るため、生きがいづくり、外出支援、シルバー人材センターや老人クラブ等への活動支援、地域住民や福祉ボランティアの協力体制による多世代間交流の機会創出に努めます。

さらには、転倒骨折予防教室や高齢者筋力トレーニング事業等の介護予防対策並びに基本健康診査等を推進し、高齢者が要介護状態に陥ったり、健康状態の悪化を招いたりすることを予防し、自立した生活を確保できるよう支援するとともに介護用品等の助成や介護者同士の交流機会を創出することにより、家族介護等の身体的、精神的経済的負担の軽減を図ります。

【主要事業】

- 介護予防事業
- （仮称）地域包括支援センターネットワークシステムの構築
- 高齢者生きがいづくり事業

（１） - 障害者（児）福祉の推進

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者（児）が地域社会の一員として人権が尊重され、安心して生活できる環境づくりのため、在宅支援サービスの充実や支援者人材育成事業を実施し、社会参加に向けた様々な支援体制の創出を図ります。

また、家族に対する支援を行い、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

【主要事業】

- 障害者リハビリテーション支援事業
- 障害児放課後・夏休みデイサービス事業
- 障害者居宅生活支援事業

- 障害者ケアマネジメント支援事業
- 精神障害者家族会育成

ノーマライゼーション…障害者に、すべての人が持つ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。デンマークの知的障害者福祉の取り組みから生まれた理念。

(1) - ユニバーサルデザインの推進

高齢者福祉の推進や障害者（児）福祉の推進にあわせ、すべての人が不自由なく安全・快適に生活できる環境づくりを推進するため、やさしいまちづくり事業をはじめとした公共施設や歩道の整備等、様々な分野でユニバーサルデザインを推進します。

【主要事業】

- やさしいまちづくり推進事業

(1) - 子育て支援の充実

妊娠の段階から安心して出産できるよう母子保健相談や健康教育等の支援を行うとともに出産後は仕事等の社会活動と子育て等の家庭生活の両立を容易にし、子育ての負担感を緩和しながら、安心して子育てができる環境を整備するため、次世代育成支援に係る行動計画の着実な推進を図ります。延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育事業の充実・拡大やファミリーサポートセンター事業の継続実施を図ります。

また、保育所の持つ専門的機能を活用した育児に関する相談支援体制を整備し、地域に開かれた保育所として機能充実に図るとともに老朽化した保育所施設の改善や新たな施設整備、保育施設への支援や助成により保育環境の整備・改善を進めます。

さらには、地域における子育て支援を推進するため、地域で支え合う意識の醸成を図り、地域組織として母親クラブ等を組織し、児童館等を拠点とした地域活動を推進します。育児への不安や悩みが相談できる世代を超えたネットワークの形成など子どもを持つ家庭の交流を促進するとともに学童保育の充実など地域での子育て支援体制の強化を推進します。

働く親たちの仕事と子育ての両立を支援するため保育料の軽減を検討するとともに県と連携し、多子世帯に対しての支援を行います。また、増加することが予想される母子家庭や父子家庭への自立支援に向けて、母子等自立支援員を配置し、就業支援や悩み相談などに対応するとともに、経済的負担を軽減するため医療費等の助成を行います。

【主要事業】

- 母子保健相談・健康教育事業
- 乳幼児健康診査事業
- 保育所整備改修事業
- 子育て・ファミリーサポートセンター事業
- 放課後児童健全育成事業
- 乳幼児健康支援一時預かり事業
- 母子家庭等医療費助成事業
- 乳幼児医療の充実

(2) 生涯にわたって豊かな心を育むまちづくり

主な施策

- | | |
|----------|---------------------|
| ・学校教育の充実 | ・青少年の健全育成 |
| ・生涯学習の推進 | ・スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| ・地域文化の振興 | ・歴史的資源の保存・活用 |

【主要事業】

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ○ 特色ある学校づくり | ○ 総合型地域スポーツクラブ活動支援 |
| ○ 小・中学校校舎等改築整備 | ○ スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備 |
| ○ 教育活動指導助手設置事業 | ○ スポーツ大会等開催 |
| ○ 海外研修事業 | ○ 自主文化事業 |
| ○ 青少年健全育成事業 | ○ 芸術文化活動支援事業 |
| ○ 青少年育成市民会議支援事業 | ○ 文化施設の充実・整備 |
| ○ 体験活動推進事業 | ○ 地域伝統文化継承活動支援 |
| ○ 生涯学習推進 | ○ 文化財保存整備 |
| ○ 公民館等施設充実・整備 | ○ 埋蔵文化財保護 |
| ○ 図書館設備の充実・整備 | |
| ○ ブックスタート事業 | |
| ○ 生涯学習各種講座開催 | |
| ○ 市民グラウンド整備 | |

(2) 生涯にわたって豊かな心を育むまちづくり

学校、家庭、地域社会との連携や進出企業との協力により、高度情報化や国際化に対応した専門性の高い特色ある学校づくりなど教育環境の充実を図り、心豊かな子どもたちの育成に努めます。また、地域に根ざした郷土文化の保存、伝承を図るとともに図書館や公民館などにおける日常的な生涯学習の場づくりを行いながら、これらのネットワーク化を通じて、子どもから高齢者まで生涯を通じていつでも、だれでも、どこでも、なんでも学べる生涯学習のまちづくりを目指します。

さらには、住民の健康づくりや競技力向上といった観点からスポーツ・レクリエーション活動についても施設整備と利用システム整備に取り組んでいきます。

健やかな青少年の育成に向けた取り組みについては、様々な体験活動・社会参加活動への参加促進を推進します。また、各地域の自然資源を生かしつつ、それぞれの特色に応じた魅力化を図り、多様なニーズに即した交流の場づくりや自然とふれあえる環境学習の場づくりを推進します。

(2) - 学校教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性を生かし、心豊かにたくましく育成していくため、基礎学力の向上と人間性を育む学校教育を目指します。教育相談員や学校評議員を配置し、学校と家庭・地域との連携強化と地域に開かれた学校づくりを推進するとともに学校教育の指導体制の充実による教職員の資質向上を推進します。

また、教育施設・設備等の整備を推進し、教育環境の更なる充実・強化を図り、学校間による連携や小・中一貫した教育体制の確立と特色ある学校づくりを推進します。

【主要事業】

- 特色ある学校づくり
- 小・中学校校舎等改築整備
- 教育活動指導助手設置事業

(2) - 青少年の健全育成

青少年の「生きる力」を育むため国際交流や体験学習等による青少年活動の充実を図るとともに青少年育成市民会議の活動を支援し、地域で青少年を健全に育成する体制の充実と社会環境の整備に努めます。

【主要事業】

- 海外研修事業
- 青少年健全育成事業
- 青少年育成市民会議支援事業
- 体験活動推進事業

(2) - 生涯学習の推進

人々の学習に対する関心の高まりに対応し、だれもが、いつでも、どこでも生涯にわたって学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指して、日常的に多様な学習ができる環境づくりを推進します。世代や地域、ライフスタイルに応じて学習、芸術、レクリエーション、ボランティア活動等を題材とした各種講習会を開催し、自己啓発活動や生きがいのある活動の機会を提供するとともに各地域における施設等の充実を図り、多様性の増幅や取り組み効果の増大を図ります。

さらに、従来から取り組んでいたブックスタート事業については、絵本を通して親子のコミュニケーションを深めるとともに、子どもの言語や思考力を育み「生きる力」を培う基礎を成すことから引き続き実施していきます。また、小中学校の児童・生徒に農業への理解を促進することを目的にアグリゲストティーチャー事業や体験農園の取り組みを実施していきます。

【主要事業】

- 生涯学習推進
- 公民館等施設の充実・整備
- 図書館設備の充実・整備
- ブックスタート事業
- 生涯学習各種講座開催

アグリゲストティーチャー事業...農業講話や実習など農家の方に直接指導してもらうことで、小中学校の児童・生徒の農業への理解を深めるための事業。

(2) - スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民一人ひとりが様々なスポーツ・レクリエーション活動を日常的に楽しめる環境を目指し、既存のレクリエーション施設等の充実や新たな施設の整備による拠点づくりを行うとともに、こ

これらの施設の機能を新市全体で分担・連携し、大規模なスポーツ大会を開催できるスポーツエリアの形成を目指します。

また、総合型地域スポーツクラブの全市的な展開を図り、スポーツの振興と健康増進、世代間・地域間交流の促進による地域コミュニティの強化を推進します。

さらには、新市全体の交流を深めるため全市的なスポーツ大会を実施します。

【主要事業】

- 市民グラウンド整備
- 総合型地域スポーツクラブ活動支援
- スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備
- スポーツ大会開催

(2) - 地域文化の振興

地域独自の伝統文化の継承と新たな地域文化を創造するため、既存の文化施設の有効活用を促進し、さらなる活動の充実を図るとともに新たな文化拠点の整備を行います。

また、地域に根ざした伝統文化を次世代に継承するとともに新たな文化を創造するため支援や助成を行い、住民主導型の文化事業の展開を推進します。

【主要事業】

- 自主文化事業
- 芸術文化活動支援事業
- 文化施設の充実・整備
- 地域伝統文化継承活動支援

(2) - 歴史的資源の保存・活用

地域に点在する貴重な文化財・文化遺産については郷土に対する市民の認識を高め、親しみが持てるよう、その保護・活用を図るとともに保存施設の充実・整備を推進します。

また、伝統芸能等については、子や孫の世代に継承できるよう後継者の育成に努めます。

【主要事業】

- 文化財保存整備
- 埋蔵文化財保護

(3) 快適な都市基盤の整ったまちづくり

主な施策

- | | |
|------------------|---------------|
| ・ 計画的な土地利用の推進 | ・ 主要道路網の構築 |
| ・ 公共交通サービスの充実・強化 | ・ 新市の拠点整備 |
| ・ 上下水道の整備 | ・ 情報ネットワークの構築 |

【主要事業】

- | | |
|--|------------------|
| ○ 都市計画マスタープラン作成 | ○ 水道施設整備 |
| ○ 農業振興整備計画作成 | ○ 公共下水道整備 |
| ○ 地域高規格道路（中九州横断道路）整備の推進 | ○ 地域イントラネット整備 |
| ○ スマートＩＣ設置の推進 | ○ 統合型地理情報システムの構築 |
| ○ 国道整備の推進 | ○ 電子自治体の構築 |
| ○ 主要な県道整備の推進 | |
| ○ 幹線市道の整備 | |
| ○ 公共交通運行事業（循環バス） | |
| ○ 熊本電鉄線駅周辺整備 | |
| ○ 熊本電鉄線の熊本市電との結節及び
農業公園を経由した辻久保までの延伸の検討 | |
| ○ 熊本電鉄線と北バイパス路線バスとの
連携強化の検討 | |
| ○ 御代志地区土地区画整理事業 | |
| ○ 交流シンボルパーク整備 | |

(3) 快適な都市基盤の整ったまちづくり

新市を南北方向に走る国道 387 号や主要な県道については、広域交通や新市内交通を円滑に処理する道路としてその強化を図るとともに、更なる商業・業務機能の充実や行政サービス・交流施設などの配置により沿道利便性の充実に図ります。

さらには、すべての人にやさしい交通ネットワークの形成による移動の円滑化や利便性の向上、環境への負荷軽減を図るため、鉄道・バスなどの公共交通機関や環境に配慮した自転車・歩行者道の整備を推進します。

また、情報ネットワークについては、新市全体にわたる情報基盤の早期整備を推進するとともに既に整備されている地域を含めて、高度化する情報技術への対応を図ります。

(3) - 計画的な土地利用の推進

新市における土地利用行政の指針として、現行の法規制に基づき、地域の実情を踏まえながら適切な利用・保全と秩序ある開発を総合的・計画的に推進します。

新市の土地利用を大きく二分する都市空間と農村空間に関しては、都市計画区域におけるまちづくりの基本的な方針である新市都市計画マスタープラン及び農業振興地域内における農用地等の利用、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる新市農業振興地域整備計画を策定し、計画的な土地利用の推進を図ります。

【主要事業】

- 都市計画マスタープラン作成
- 農業振興整備計画作成

(3) - 主要道路網の構築

新市としての一体性を確保し、各地域の連携を図るとともに主要な施設や地域資源等へのアクセス性を向上させるため、国・県道を中心とした幹線道路を改良・整備し、新市の主要道路網を構築します。

また、各地域の均衡ある発展のため主要道路の整備を推進します。

さらには、広域交通拠点であるインターチェンジ(新設を含む)へのアクセス性を強化する他、沿道サービス機能の充実・強化を図り、地域の活性化に向けての取り組みを推進します。

【主要事業】

- 地域高規格道路(中九州横断道路)整備の推進
- スマート IC 設置の推進
- 国道整備の推進
- 主要な県道整備の推進
- 幹線市道の整備

(3) - 公共交通サービスの充実・強化

全ての人が快適に移動できる交通環境の形成や公共施設利用の利便性向上、さらには環境負荷の低減を図るため公共交通サービスの充実・強化を推進します。新市内を循環する公共バス(コミュニティバス)の運行や軌道交通の充実・整備等関係機関との協議を進めていきます。

【主要事業】

- 公共交通運行事業(循環バス)
- 熊本電鉄線駅周辺整備
- 熊本電鉄線の熊本市電との結節及び農業公園を経由した辻久保までの延伸の検討
- 熊本電鉄線と北バイパス路線バスとの連携強化の検討

(3) - 新市の拠点整備

二町の役場周辺の行政拠点については、各地域の特性に応じ、土地区画整理事業や交流シンボルパーク整備等を行い、住民サービスや地域づくり、福祉等の行政サービス機能が発揮できるよう拠点整備を推進します。また、栄温泉団地などの既存住宅地を中心とした新たな市街化区域の設定を検討します。

【主要事業】

- 御代志地区土地区画整理事業
- 交流シンボルパーク事業

(3) - 上下水道等の整備

新市においては、すべての飲料水が地下水でまかなわれています。今後も安全でおいしい水道水の供給を目指し、水源の確保や水質保全を推進するとともに水道用水・工業用水等の水需要の

増大を見据え、良質な水の安定供給を図るため、上水道施設や工業用水施設等の整備、配水池の設置等を推進します。

また、生活環境の改善や公共用水域の水質保全及び浸水防止を図るため公共下水道施設を整備し、より効果的・効率的な生活排水、し尿処理対策や浸水対策を積極的に推進します。

【主要事業】

- 水道施設整備
- 公共下水道整備

(3) - 情報ネットワークの構築

新市全体において、行政手続きや申請等の行政サービスの向上や生活支援、医療・福祉に関する情報の提供等による市民生活の利便性の向上を図るため、電子自治体の構築を推進するとともに、庁舎をはじめとした行政施設や図書館等の文化施設等をネットワークで結ぶ地域イントラネット整備事業を推進し、市民サービスの向上を図ります。

また、新市全域において、市民や企業が情報網を活用できるための基盤整備の充実を図り、企業活動の活発化と新たな企業の定着化、企業・行政・市民間の高度情報基盤を生かした情報発信・交流促進のため、核となるセンターの整備を図ります。

【主要事業】

- 地域イントラネット整備
- 統合型地理情報システムの構築
- 電子自治体の構築

地域イントラネット...地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共情報通信ネットワーク。

統合型地理情報システム...一般的には「地方公共団体が利用する地図データのうち複数の部局が利用するデータ（例えば道路、街区、建物、河川など）を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステム」のことを「統合型地理情報システム」と呼んでいます。

電子自治体...インターネット等を利用し、各種申請や税の申告納付等の住民サービス、さらには行政内部の文書等を電子化することにより、行政サービスの向上を図るとともに行政内部の効率化を図ることを目的として自治体の電子化が進められており、このように電子化した自治体を電子自治体と呼んでいます。

(4) 安全・安心で住みよいまちづくり

主な施策

- ・ 魅力ある住宅地の形成
- ・ 公園緑地の整備
- ・ 防犯体制、交通安全対策の充実、強化
- ・ 生活道路の整備

【主要事業】

- 公営住宅建替・整備
- 人口集中地区等における住居表示の実施
- 近隣・街区公園整備
- 墓地公園の検討
- 緑の基本計画策定
- 防災施設等整備
- 交通安全施設整備
- 交通安全意識の啓発
- 地域防災拠点施設整備
- 暴力団排除運動の推進
- 防犯設備等の改善・整備
- 総合防災訓練
- 防犯組織の構築・支援
- 自主防災組織率の向上
- 防災公園整備
- 河川改修やため池等の整備
- 消費者相談窓口体制の整備

(4) 安全・安心で住みよいまちづくり

安心して暮らせるよう自然災害や健康危機発生時における危機管理体制を整備・充実させ、災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防・防災・救急、交通安全、防犯など日常生活の各方面にわたって住民の安全確保を図ります。

さらには、市街地が拡大するなかで自然環境の保全に配慮しつつ、安全で快適な生活を実現するための基盤整備を促進するとともに、防犯に配慮した住宅や住環境及び道路、公園、緑地などの整備、まちなみ景観の魅力化など市街地や集落地における快適性や心地よさの向上に資する快適でうるおいある環境づくりを推進します。

(4) - 魅力ある住宅地の形成

人口増加や核家族化の進展に伴う世帯数の増加、新規産業の立地やＵターン、Ｊターン等を促進するための受け皿住宅の整備など住宅需要や多様化する生活様式に対応した住宅供給を行う必要があります。定住化を促進するため土地区画整理事業による計画的な宅地供給を推進するとともに新規住宅建設に対する支援や老朽化した公営住宅の建替え、すべての人にやさしい住宅の整備、住宅市街地における緑化の推進や情報ネットワークの充実等を図り、様々な価値観に対応した魅力ある住宅・宅地の供給促進を展開します。

また、農村集落については、現状の住環境の維持を図りつつ、防災施設、集落道路等の基盤整備を推進するとともに水や緑を活用したふれあい広場等を整備し、良好な景観の形成、潤いとやすらぎのある農村集落形成を推進します。

【主要事業】

- 公営住宅建替・整備
- 人口集中地区等における住居表示の実施

(4) - 公園緑地の整備

新市においては、その豊かな地域資源を生かして、大規模公園やレクリエーション施設等が整備されており、地域におけるスポーツ・レクリエーションの拠点として人々に安らぎと潤いを与えるとともに観光拠点として幅広く利用されています。これらの施設については、今後も活用を図るとともに地域学習・自然学習等の文教機能や市民交流の場としての交流機能等の新たな機能を付加し、様々な方面への積極的活用を目指します。

また、住宅市街地や農村集落内においては、住民主体による環境美化活動に対する支援を行うとともに生活に身近なオープンスペースとして既存の公園等の改善・充実を図ります。

さらには、新市緑の基本計画に基づいた新たな公園緑地の整備を推進するとともに公園の新たな整備形態として墓地公園についても検討していきます。

【主要事業】

- 近隣・街区公園整備
- 墓地公園の検討
- 緑の基本計画策定

(4) - 防災・防犯体制、交通安全対策の充実・強化

人々が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、自然災害や健康危機等の発生時における危機管理体制を整備・充実させます。また、防災無線ネットワークや防災公園等の地域防災拠点等を整備し、防災基盤施設や防犯施設等の改善・整備を図るとともに地域住民との連携による防災・防犯組織の構築や活動に対する支援、防災訓練の実施等による防災・防犯体制の充実・強化を図ります。さらに、暴力団を社会から排除する運動推進し、安全で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

人口増加や交通量の増加に伴う交通事故件数の増加、高齢社会の進展による交通弱者の増加、などに対応するため交通安全意識の啓発や交通安全教育の充実を図るとともにすべての人にやさしい交通安全施設の整備・改善を図る等官民一体となった交通安全対策を推進します。

また、河川氾濫などの自然災害に対応するため河川改修やため池等の整備を進めます。

さらには、社会環境の変化による消費者問題の複雑化・多様化に伴い発生する様々なトラブルから消費者の安全を確保し、消費生活の改善・向上を図るため、消費者相談・苦情処理等を行いながら、消費者自身の消費生活意識の高揚に努めます。

【主要事業】

- 防災施設等整備
- 交通安全施設整備
- 交通安全意識の啓発
- 地域防災拠点施設整備
- 暴力団排除運動の推進
- 防犯設備等の改善・整備
- 総合防災訓練
- 防犯組織の構築・支援
- 自主防災組織率の向上

- 防災公園整備
- 河川改修やため池等の整備
- 消費者相談窓口体制の整備

(4) - 生活道路の整備

市民生活に最も身近な道路として位置付けられる生活道路については、住環境の向上や安全で安心できる生活空間を形成するため、既存道路の改良や維持・管理に努めるとともに一般車両の地区内流入制限等による「くるま」中心から「ひと」中心の安全な交通環境の創出や自然環境・町並みと調和した潤いのある道路空間の形成を推進します。

また、高齢社会や福祉社会等に対応し、歩行者の安全性・快適性の向上を図るため、すべての人にやさしい道路づくりを行います。

さらには、市民の健康やレクリエーションへの関心の高まりに対応し、環境との共生を図るため、安全で快適な歩行者空間の確保を図ります。

【主要事業】

- 交通安全施設整備（再掲）

(5) 地域特性を生かした様々な産業が育つまちづくり

主な施策

- ・ 農林業の振興
- ・ 工業の振興
- ・ 商業の振興
- ・ 観光の振興

【主要事業】

- 担い手の育成
- 認定農業者育成事業
- 農業法人育成
- 高生産性農業の推進
- 農業ブランド開発
- 地産地消の推進
- (仮称) バイオマス利活用事業
- 農業生産基盤の整備
- 農地等高度利用促進事業
- 市有林保育事業
- 企業誘致推進
- 工業団地建設
- 立地企業連携推進
- 工業団地環境整備
- 商業の活性化
- 商工会育成
- 新観光システムの構築
- 観光マップの作成

(5) 地域特性を生かした様々な産業が育つまちづくり

先進的な農業研究機関が集積していることから、これらと連携を図るとともに、担い手の確保・育成を推進しながら住民（民間）主体による新たなモノづくり活動を奨励し、新市のブランドとして商品展開に結びつける仕組みづくりや人材の交流促進、幅広い人材を活用する場づくりなど活気ある農林業の育成・強化を目指します。

また、進出企業との連携や環境に配慮した企業の誘致に努め、活力あるまちづくりを行い、働く場の確保に努めるとともに、地域商業を振興し、地域住民の生活の豊かさにつなげていきます。

(5) - 農林業の振興

新市の農業振興のため、最先端技術の研究が行われている県農業研究センターや九州沖縄農業研究センターとの連携による新たな生産技術の導入を図るとともに生産性の高い農業展開や付加価値の向上に努めます。

また、経営感覚に優れた農業の担い手の確保・育成を図るとともに、ほ場整備等による農業生産基盤の整備・充実を図り、優良農地の確保と農作業の効率化を推進していきます。家畜排せつ物を有効利用する施設整備を図るためバイオマス利活用事業や農業用廃プラスチック処理対策事業等による循環型農業の展開を支援し、環境と調和のとれた農業を推進します。

さらには、安定した農業経営に向けての支援を行うとともに地域における新たな雇用の場を創出し、若者が定着する活力ある地域づくりを推進していくため、新市ブランド品の開発に努め、地域資源を生かした6次産業の促進や農業経営の法人化等を積極的に支援します。

林業については、森林の持つ多種多様な機能を持続的に発揮させるため、間伐の実施等による森林の健全性の確保を図ります。

【主要事業】

- 担い手の育成
- 認定農業者育成事業
- 農業法人育成
- 高生産性農業の推進
- 農業ブランド開発
- 地産地消の推進
- （仮称）バイオマス利活用事業
- 農業生産基盤の整備
- 農地等高度利用促進事業
- 市有林保育事業

（５） - 工業の振興

新市の工業については、新市東部のセミコンテックパークを引き続き基幹産業の拠点としてエリア拡大を図るとともに新市西部に新たな産業集積ゾーンの建設を検討します。また、医療や福祉、食品の分野で成長が見込まれるバイオ産業を新市の新たな基幹産業と位置付け、県などの関係機関と連携を図りながら積極的な誘致を行います。

地元の中小企業については、新技術導入による高度化への支援を図るとともに労働条件の改善や働きやすい環境づくりを促進し、中小企業の振興を図ります。

【主要事業】

- 企業誘致推進
- 工業団地建設
- 立地企業連携推進
- 工業団地環境整備

（５） - 商業の振興

新市の商業については、今後予想される都市化の進展、人口増加、少子高齢化に伴う消費者の多様なニーズに対応するため魅力的な商業機能を確認する必要があります。商業者の意識改革と若手経営者の育成に向けての支援を促進します。

【主要事業】

- 商業の活性化
- 商工会育成

（５） - 観光の振興

新市の観光については、多彩な自然的・歴史的資源や県都熊本市に隣接した地理的条件を十分に活用し、交流人口の拡大や観光産業の育成を通じて地域経済や地域社会の活性化を推進していきます。

【主要事業】

- 新観光システムの構築
- 観光マップの作成

(6) 自然と調和した美しい環境のまちづくり

主な施策

- ・豊かな自然環境の保全と活用
- ・水資源の保全・確保
- ・環境への負荷軽減
- ・リサイクル体制の充実

【主要事業】

- 自然体験等交流学习の推進
- 河川における水辺環境整備の推進
- 地下水かん養対策
- 河川水質測定
- 循環型農業対策
- 新エネルギー活用
- 地球温暖化防止対策
- 環境美化の推進
- リサイクルの推進
- ごみ減量化の推進
- 廃棄物不法投棄の監視

(6) 自然と調和した美しい環境のまちづくり

川や山林、農地などの多彩な水と緑あふれる自然環境・景観整備の保全に努め、自然環境と調和した地域づくりを推進します。

さらには、ごみ・し尿処理などの衛生環境の充実に努めるとともに市民と行政の協働によりリサイクル活動を推進し、生活環境の向上を推進します。

(6) - 豊かな自然環境の保全と活用

緑豊かな森林と主要な河川は、新市における自然環境・自然景観の骨格を担っていることから、市民の資産として守り育てていきます。また、農地や公園内に分布する身近な自然環境については、地域特性に応じて守り育て、潤いと安らぎのある豊かな生活空間として維持・保全を図ります。

また、都市と農山村の活発な交流と地域活性化を図るため、豊かな自然環境の積極的な活用を図ります。市民が自然とふれあう場やレクリエーションの場としての活用を図り、市民のコミュニティづくりを推進します。

【主要事業】

- 自然体験等交流学习の推進
- 河川における水辺環境整備の推進

(6) - 水資源の保全・確保

市民生活や農業、工業等に幅広く利用されている地下水は、大切な資源であるだけでなく、地下水を共有する地域全体の貴重な財産です。貴重な財産である水の資源の保全・確保を図るため企業や市民と連携して地下水かん養を推進します。

また、水質向上に向けて市民参加による河川の水質調査等の取り組みを行うとともに下水道整備による水質浄化に努めます。

【主要事業】

- 地下水かん養対策
- 河川水質測定

(6) - 環境への負荷軽減

自然環境への負荷の少ない資源循環型生活の実践を目指して、住民参加による各種取り組みを促進し、市民の意識向上を図ります。

また、循環型農業を推進するとともに太陽エネルギーや風力発電等による新エネルギーの活用を図る等、様々な取り組みを通じて環境への負荷の軽減を行い、地球温暖化防止対策についても取り組みます。

【主要事業】

- 循環型農業対策
- 新エネルギー活用
- 地球温暖化防止対策

(6) - リサイクル体制の充実

今後予想される人口増加や企業活動の活発化により、ますます一般廃棄物の増加が見込まれます。新市におけるごみ処理対策については、処理施設の機能向上を図るとともに収集体制の強化・見直しを図ります。

また、環境保全の観点から市民の環境に対する意識の向上を図るため、事業者をはじめ住民一人ひとりの環境保全に対する自覚と認識を深め、ごみの減量化や分別収集の徹底、リサイクル活動の推進を図るとともに廃棄物の不法投棄に対する監視体制を強化します。

【主要事業】

- 環境美化の推進
- リサイクルの推進
- ごみ減量化の推進
- 廃棄物不法投棄の監視

(7) 市民が主役、みんなで進めるまちづくり

主な施策

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・ 市民参加のまちづくり | ・ 地域コミュニティ活動の推進 |
| ・ 交流によるまちづくりの推進 | ・ 人権の尊重 |
| ・ 男女共同参画社会の形成 | ・ 行財政運営の効率化 |

【主要事業】

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ○ まちづくり条例の制定 | ○ 男女共同参画の推進 |
| ○ 行政評価システム活用事業 | ○ 女性連絡協議会活動の支援 |
| ○ 人材育成事業 | ○ (仮称) 女性センター設置 |
| ○ N P O、ボランティアの活動支援 | ○ 職員適正化計画の作成と実施及び職員研修 |
| ○ 地域づくり支援 | ○ 電子自治体の構築による行政効率化の推進 |
| ○ コミュニティ施設等の整備 | ○ 本庁舎建設の検討 |
| ○ 地域イベントの支援 | |
| ○ 新市新規イベントの開催 | |
| ○ 国際交流事業の推進 | |
| ○ 人権のまちづくり推進 | |
| ○ 人権啓発 | |
| ○ 人権教育推進 | |
| ○ ハンセン病啓発 | |

(7) 市民が主役、みんなで進めるまちづくり

地域の主役は市民一人ひとりであり、すべての人が環境・景観・福祉・防災・文化・教育などのあらゆる面でまちづくりに参画し、地域への誇りや愛着・人や地域へのやさしさ・にぎわい・人と人のつながり・助け合いの精神を育て、住み続けたいと思える地域づくりを進めていくことが重要であると考えます。

そこで、地域で受け継がれてきた住民参加型の歴史・文化・スポーツなどの各種交流・イベント活動の継続的な推進を図るとともに、新市一体となった新たな交流・イベント活動を行い、情報基盤を生かしたネットワークの活用による様々な情報交流やボランティア活動などを多面的に支援するにぎわいあふれる環境づくりを目指します。

さらには、今後も必要な行政サービスの維持向上を図るため、積極的に情報公開に努めるとともに、新たな行政需要に応えるため新市住民の視点に立ったきめの細かい行政サービスをより効果的・効率的に提供する体制の整備を目指します。

(7) - 市民参加のまちづくり

新市の将来像の実現に向けて各種まちづくり計画を実行するにあたり、市民と行政との適正な役割分担を踏まえ、市民のまちづくりへの参加を促進し、行政と協働によるまちづくりを推進していくとともに、まちづくり条例の制定に向けた取り組みを推進していきます。行政評価システム活用事業による事務・政策評価の実施、新市における各種計画策定時の委員会、協議会などへの幅広い市民の登用等様々な分野で地域住民の意見を集約する場を設けていきます。

また、NPO（民間非営利団体）やボランティア等による活発な活動によるまちづくりの推進をめざし、組織運営や人材育成に対する助成や申請手続きの簡素化等を行います。

【主要事業】

- まちづくり条例の制定
- 行政評価システム活用事業
- 人材育成事業
- NPO、ボランティア活動支援

（ 7 ） - 地域コミュニティ活動の推進

新市のまちづくりを推進するにあたっては、まず地域コミュニティの形成が重要であり、小学校区・行政区や集落を単位とした活気に満ちた地域づくりを推進していきます。地域コミュニティ活動に対する支援や人材の育成に対する支援の充実、住民による自発的・主体的なまちづくり活動の活性化を促進するとともに、各種講習会を開催し、地域コミュニティの活動内容の充実を図ります。

また、なるべく公共施設の空きスペース等を活用した身近なコミュニティ活動の拠点施設の整備を図るとともに周辺地域との連携強化を図るため情報ネットワーク体制の確立を図ります。

【主要事業】

- 地域づくり支援
- コミュニティ施設等の整備

（ 7 ） - 交流によるまちづくりの推進

新市の一体化を高め地域全体としての魅力向上を図るため多彩なイベントを行い、新市内の連携や交流を促進します。特に、各地域における伝統的な行事やイベントについても継続的な実施に向けて支援を行います。

また、情報ネットワークの活用や広報誌などによる広域的なPR事業を行い、様々な地域との多彩な交流や国際交流活動についても推進します。

【主要事業】

- 地域イベントの支援
- 新市新規イベントの開催
- 国際交流活動の推進

（ 7 ） - 人権の尊重

同和問題や高齢者や子ども、外国人、障害者、女性に対する差別や偏見は、基本的人権に関わる重大な問題であることから、これらの課題を身近な問題としてとらえ、解決に努める必要があります。地域・学校・行政等あらゆる場において、人権教育活動を推進し、人権問題を正しく理解するとともに積極的な人権問題の啓発、広報活動を行う団体等に対する支援を実施し、人権に対する人々の意識の高揚を図ります。

また、ハンセン病をはじめとした病気や障害に対する差別・偏見をなくすため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、隣保館等を人権教育の推進並びに部落解放の拠点として、地域住民の生活改善・福祉増進及び教養・文化の向上等を図ります。

【主要事業】

- 人権のまちづくり推進
- 人権啓発
- 人権教育推進
- ハンセン病啓発

(7) - 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会を実現するため、社会のあらゆる場への女性の参画を支援する体制づくりや人材育成といった取り組みを推進するほか、男女が協働して家事や介護、地域社会活動等に参画できる環境づくりを目指します。活動支援施設の充実や意識改革に向けての広報活動の充実等に努めるとともに女性が働きやすい条件整備に向けて、子育て支援施設の整備・強化や多様な保育サービスの充実を図ります。

さらに、庁内に推進体制を整備し、男女共同参画計画を策定することで、男女共同参画に向けた取り組みを総合的、効果的に推進します。

【主要事業】

- 男女共同参画の推進
- 女性連絡協議会活動の支援
- （仮称）女性センター設置

(7) - 行財政運営の効率化

新市の行政組織については、経済性、効率性、地域性などのバランスを図りながら計画的に整える必要があります。新市にふさわしい組織機構を整備するとともに職員数の適正化を図り、効率性の高い体制づくりを推進します。

また、行政評価システム活用事業により、行政サービス等の必要性や効率性、成果などについて検証を行い、情報を公開しながら廃止も含め改善に努めます。今後とも必要な行政サービスについては、質の維持向上に努め、新市住民の視点に立ったきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供する体制の整備を推進します。

さらには、公共公益施設については、地域におけるまちづくりのあり方や今後の必要性等を含め、全体的な見直しを図ります。

【主要事業】

- 職員適正化計画の作成と実施及び職員研修
- 電子自治体の構築による行政効率化の推進
- 本庁舎建設の検討

2. 新市の重点施策（構想）

合志町と西合志町の一体性の確保を図り、新市の将来像実現のため、次の事業を重点施策として国、県などと連携を図り、積極的に推進していきます。

（１）新たな産業集積ゾーンと住宅地の形成

新市における住環境の整備と産業の集積を図る観点から各種の都市計画制度の活用を検討し、セミコンテクノパーク隣接地や農業公園周辺に新たな産業集積ゾーン（第３テクノパーク（仮称）、第４テクノパーク（仮称））の整備を検討します。また、既存住宅地である栄温泉団地等を中心とした新たな市街化区域の設定と、市街化区域に隣接する黒石原地域等の住宅地形成を検討します。併せて、アクセス性向上のため県道 30 号（大津植木線）の整備を働きかけます。

（２）バイオフィレスト構想の推進

医療や福祉、食品の分野で成長が見込まれるバイオ産業を半導体産業と併せ新市の基幹産業として位置付け、九州・沖縄農業研究センター、県農業研究センター等が集積している地域への誘致を推進します。また、同地域には国立療養所が立地しており、国・県と連携を図りながら高次医療機能のさらなる充実に努めます。併せて、アクセス性向上のため国道 387 号の整備を働きかけます。

バイオフィレスト構想（仮称）…バイオフィレストとは「バイオの森」の意味。医療、食品、環境などの分野で成長が見込まれるバイオテクノロジー関連産業振興のため熊本県が策定を目指す構想。

（３）地域間交流・広域交流の拠点整備

地域間交流や広域交流を図るため、九州縦貫自動車道北熊本 S・A 地点における ETC 専用インターチェンジ（スマート I C）建設構想の実現のため関係機関等との連携による協議・検討を進めます。

スマート I C…ノンストップ料金収受システム（ETC）を使った簡易インターチェンジ。既存のサービスエリアやパーキングエリアに ETC 専用の出入り口を設けることで、通常のインターチェンジに比べ建設・管理コストを節減できることが特徴。平成 16 年度に全国 28 箇所のサービスエリアやパーキングエリアで実証実験が行われた。

（４）市民を支える軌道系交通機関の充実

新市の住民生活や経済活動をより円滑に支えるために、熊本電鉄と熊本市電との結節や農業公園を経由した辻久保（新たな住宅地）までの延伸の実現のため、関係機関等との連携による協議・検討を行います。

（５）産学交流による人材育成の充実

熊本電波工業高等専門学校やポリテクセンター熊本、県立農業大学校などとの連携を図るとともに、地元企業との交流も促進し、産学交流による人材育成に努めます。

新市の将来構想イメージ図



第6章 新市における県事業の推進

熊本県は、平成12年6月に策定した熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」の地域計画編において、菊池地域の発展方向を「飛翔の郷づくり～21世紀の交流・定住モデル地域の創造～」と位置づけています。これは、都市と農山村の共生を図り、都市的な利便性と豊かな自然を合わせて享受できるバランスのとれた交流・定住モデル地域をめざすものです。

県では、その目標に向かって、県民、企業・団体、市町村等とのパートナーシップを図りながら、元気あふれる農山村づくり、笑顔ふれあう定住の場づくり、明日を担う新産業創出の拠点づくり、環境保全と地域交流・連携推進に取り組んでいるところです。

新市においても、県総合計画で定める菊池地域の発展方向を踏まえ、県政運営の柱であるパートナーシップとユニバーサルデザインを基本に、新市と連携を図りながら次のような事業を推進します。また、新市の一体性の確立、均衡ある発展及び各地域の特徴を生かした地域づくりに配慮し、新市が実施する各種施策に対して必要な支援を行います。

1 保健・福祉のまちづくり

菊池地域保健医療計画、県高齢者保健福祉計画、くまもと障害者プラン、菊池地域母子(親子)保健計画等の各種県計画に基づき、新市や関係機関・団体と連携しながら、ライフステージに応じた保健医療対策、利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実を推進します。

特に、子育て及び介護支援については、新市が新興住宅地や核家族が多いことから、地域ぐるみで支援する体制を強化するため、子育て支援センター、在宅介護支援センター等相談体制の充実、関係者のネットワーク構築等を推進します。また、次世代育成支援対策法に基づく新市の「次世代育成支援に伴う行動計画」の実行を支援します。

2 豊かな心を育むまちづくり

学校教育については、児童生徒が自ら学び・考え、主体的に判断・行動することができる力を育成することをめざし、基礎・基本の習得、個性を生かす教育、豊かな人間性を培う心の教育等を推進します。また、社会情勢に対応した情報・環境・国際理解・福祉・人権等に関する教育の充実を図ります。

生涯学習については、住民の多様な学習ニーズに応えるため、新市における学習機会の充実、総合型スポーツクラブの運営等を支援するとともに、社会教育指導者の養成、資質向上のための研修を実施します。

また、新市が取り組む伝統文化の継承、文化活動の活性化についても積極的に支援します。

3 都市基盤の整った安全・快適なまちづくり

既存の社会資本ストックの適正な維持管理・有効活用を図りながら効果的・効率的に基盤整備を進めていきます。

道路については、住宅団地開発による人口増加や企業の立地等に対応するため国道387号、県道辛川鹿本線、県道大津植木線等を整備し、交通混雑の緩和、交通拠点(熊本空港、高速道路IC等)へのアクセス向上を図るとともに、人にやさしい安全で安心できる歩行空間の確保を図ります。

また、新市における高速道路ⅠＣ整備構想については、国の施策の動向を見極め、広域道路網形成の観点に立って検討を行います。

公共交通機関については、関係機関と連携し、熊本電鉄と熊本市電との軌道結節等について検討を行います。

新市が取り組む道路・上下水道・公園・防災施設の整備、土地区画整理事業、地域情報ネットワーク網の構築等については、事業の必要性を踏まえて積極的に支援していきます。

また、今後の土地需要の動向に応じて、市街化区域及び市街化調整区域の区分の見直しや地区計画策定などの方策を検討し、秩序ある土地利用を図ります。

4 産業が育つまちづくり

農業については、経営の法人化や認定農業者制度活用による担い手の確保・育成を推進します。また、エコファーマーの育成、家畜排せつ物の適正処理、堆肥の利用促進等により環境にも配慮した安全・安心な農産物を生産するとともに、新品種・新技術導入や生産組織再編による農産物の高品質・低コスト化を図り、売れる農産物づくりに取り組みます。

農業生産基盤整備については、環境との調和に留意しながら、畑地帯総合整備事業等により生産性の向上を図り、併せて、県土の保全、土地利用の秩序化等農業・農村の持つ多面的機能の発揮にも努めます。

また、農業体験の実施等による農業理解の促進や地産地消に取り組み、生産者と消費者との共生を推進します。

工業については、熊本セミコンダクタ・フォレスト構想、熊本バイオフォレスト構想（仮称）及び熊本ものづくりフォレスト構想（仮称）を推進するとともに、交通アクセスに恵まれた好条件を生かし、引き続き企業立地を推進します。

商業については、中小企業者・小規模事業者に対する支援を行います。

観光については、既存の観光施設の魅力アップや広報に対する支援を行う他、九州新幹線の開業を睨んだ観光ルートの開拓等新たな観光戦略を展開していきます。

5 環境のまちづくり

持続可能な循環型社会の構築に向けて、省エネ・省資源、ごみの減量化・リサイクルに係る新市等の取り組みを支援するとともに広報・啓発に努めます。

また、景観保全や地下水涵養等多面的機能を持つ森林や農地の保全、公共事業等における環境配慮の推進、廃棄物処理の監視体制の強化、多数立地している工場の排水や有害物質の適正処理等に努め、自然環境の保全を図ります。

さらに、環境問題に対する住民の理解を深めるため、学校における環境教育推進、住民への環境学習機会の提供に努めます。

6 その他

県は、新市が新市建設のために必要とする緊急かつ特別な財政需要に対して支援を行うため熊本県市町村合併特別交付金を設けています。この交付金により、新市への円滑な移行に資するための事業、新市が新市建設計画に基づいて実施する事業等を支援します。

第7章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、地域特性や地域バランスを考慮するとともに、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、さらには財政的事情等を考慮しながら、随時検討、整備していくことを基本とします。

第 8 章 財政計画

1 . 国・県からの財政支援

現行、合併特例法は平成 17 年 3 月 31 日に失効しますが、同日までに県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併すれば、現行合併特例法の規定が適用され、次の財政支援を受けることができます。

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 合併直後の臨時的経費にかかる普通交付税措置 | 3 . 5 億円 |
| (2) 合併を機に行う新たなまちづくり等に対する特別交付税措置 | 7 . 3 億円 |
| (3) 新市建設計画に基づく事業に対する合併市町村補助金 (国) | 3 . 0 億円 |
| (4) 新市建設計画に基づく事業に対する合併特別交付金 (県) | 5 . 0 億円 |
| (5) 合併特例債 | |

合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置で、事業費の 95 % に合併特例債が充当可能です。また、その元利償還金の 70 % が後年度において普通交付税で措置されます。

標準全体事業費	約 137 . 9 億円
起債可能額	約 131 . 0 億円
普通交付税算入額	約 91 . 7 億円

2 . 削減効果又は目標 (平成 18 年度 ~ 平成 27 年度の 10 年間合計)

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (1) 特別職等 | 約 4 . 0 億円 |
| 町長、助役、収入役、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員等 | |
| (2) 職員給与 | 約 5 . 3 億円 |
| 40 名削減 (341 人 → 301 人) を目標に設定。 | |
| (3) 物件費 | 約 12 . 6 億円 |

合併後 4 年目から、前年度決算額の 3 % の削減を目標に算定 (10 年後は合併初年度の 80 % に縮減見込み)

3. 財政計画の各区分の考え方

【人口】

財団法人日本統計協会により、平成 12 年までの国勢調査を基に平成 14 年 3 月に作成された「市町村の将来人口（5 年毎・年齢 5 歳階級）」から各年・1 歳刻みの人口を推計した。

【財政計画全般】

過去の実績や各町の実施計画における財政計画の数値を基に、平成 18 年度から 10 年間について人口の動向などから歳入・歳出を見込み、合併関連の国・県からの支援措置を盛り込んだ。

【歳入】

1. 地方税

個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などがあり、人口や宅地化の動向により見込んだ。

2. 地方譲与税

自動車重量譲与税、地方道路譲与税、利子割交付金、地方消費税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金などがあり、過去 3 年の動向により見込んだ。

3. 地方交付税

普通交付税及び特別交付税からなり、平成 16 年度普通交付税算定資料の結果を実績として考慮し、地方税の伸び分を減額し、市に算入される扶助費を追加、合併特例債に係る元利償還金の 70%、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（5 年間で 3.5 億円）合併を機に行う新たなまちづくり等に対する特別交付税措置（3 年間で 7.3 億円）を追加計上した。

4. 分担金及び負担金

過去の実績等により見込んだ。

5. 使用料及び手数料

過去の実績等により見込んだ。

6. 国・県支出金

過去の実績等により見込み、合併市町村補助金（国：3 億円）合併特別交付金（県：5 億円）を追加計上した。

7. 地方債

過去の実績等により見込み、平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年間は、新市のまちづくりにふさわしい事業について合併特例債 131 億円（総事業費の 95%）を枠として計上した。

8. その他

財産収入、諸収入、繰入金、繰越金などがあり、過去の実績等により見込んだ。

【歳出】

1. 人件費

特別職給料、職員給料、議員報酬などからなり、職員については、合併 10 年後に現行 341 人から 40 人削減とする目標で算定した。

2. 物件費

物件費とは、業務を委託する経費や事務経費のことで、事務経費について過去の実績等を参考に、合併後 4 年目以降前年度対比で 3% の合併削減効果を目指に設定した。

また、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間に電算システム統一や行政ネットワーク整備

等の経費を見込んだ。

3．扶助費

福祉関係の措置費や福祉医療扶助の経費については、過去の実績等を参考にしながら、生活保護関連経費（4分の3国庫負担金、残額は普通交付税措置）を追加計上した。

4．補助費等

一部事務組合や各種団体等に対する補助金や負担金で、過去の実績をそのまま推移させることで試算とした。

5．公債費

主に建設事業を行う際に借り入れた借入金の返済金で、各町借入額に対する元利償還金に合併特例債の元利償還金を追加して見込んだ。

6．繰出金

下水道、国民健康保険、介護保険、老人医療保険特別会計などへの繰出金であり、各特別会計の健全な運営の範囲内において繰り出す試算とした。

7．普通建設事業費

道路や施設の建設、大規模補修などを行うための経費で、各町の総合計画、実施計画を基本に、合併特例債 137.9 億円を枠として計上した。また、合併を機に行う新たなまちづくりに対する特別交付税等を追加計上した。

8．その他

維持補修費、貸付金、災害復旧費、積立金などがあり、過去の実績等により見込んだ。

4. 財政計画（平成18年度～平成27年度）

【歳入】

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1. 地方税	4,491	4,974	4,971	5,007	4,992
2. 地方譲与税等	1,289	929	929	929	929
3. 地方交付税	4,067	3,900	3,824	3,776	3,845
4. 分担金及び負担金	339	324	309	309	309
5. 使用料及び手数料	170	173	175	175	176
6. 国・県支出金	2,839	2,507	2,829	2,778	2,316
7. 地方債	3,554	2,677	2,583	2,590	2,497
8. その他の収入	648	1,029	1,458	1,497	2,056
歳入合計	17,397	16,513	17,078	17,061	17,120

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1. 地方税	4,901	4,874	5,040	5,009	4,960
2. 地方譲与税等	929	929	929	929	929
3. 地方交付税	3,827	3,896	3,967	3,983	4,056
4. 分担金及び負担金	309	309	309	309	309
5. 使用料及び手数料	176	176	176	176	176
6. 国・県支出金	2,202	2,129	2,006	1,994	1,981
7. 地方債	2,354	2,276	2,252	2,213	2,409
8. その他の収入	2,094	1,874	1,405	1,356	1,172
歳入合計	16,792	16,463	16,084	15,969	15,992

【歳出】

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1. 人件費	2,653	2,624	2,623	2,623	2,613
2. 物件費	1,838	1,803	1,803	1,754	1,707
3. 扶助費	2,429	2,481	2,486	2,493	2,560
4. 補助費等	1,717	1,658	1,646	1,646	1,604
5. 公債費	1,748	1,744	1,718	1,834	1,927
6. 繰出金	1,647	1,654	1,661	1,668	1,655
7. 普通建設事業費	4,626	3,414	3,867	3,380	3,047
8. その他の支出	131	378	455	508	677
歳出合計	16,789	15,756	16,259	15,906	15,790

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1. 人件費	2,604	2,595	2,585	2,576	2,575
2. 物件費	1,473	1,429	1,386	1,344	1,268
3. 扶助費	2,569	2,578	2,587	2,595	2,604
4. 補助費等	1,604	1,604	1,604	1,604	1,594
5. 公債費	1,935	1,930	2,059	2,112	2,064
6. 繰出金	1,662	1,669	1,677	1,735	1,742
7. 普通建設事業費	2,627	2,546	2,364	2,300	2,532
8. その他の支出	763	876	716	652	624
歳出合計	15,237	15,227	14,978	14,918	15,003

【参考（将来の人口動向）】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口(人)	52,166	52,579	53,000	53,429	53,844
0歳～14歳まで人口(人)	8,088	8,079	8,071	8,063	8,057
15歳～64歳まで人口(人)	34,403	34,572	34,740	34,913	35,080
65歳以上人口(人)	9,675	9,928	10,189	10,453	10,707
年少人口比率(%)	15.5%	15.4%	15.2%	15.1%	15.0%
高齢化率(%)	18.5%	18.9%	19.2%	19.6%	19.9%

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口(人)	54,226	54,611	54,992	55,372	55,748
0歳～14歳まで人口(人)	8,068	8,081	8,092	8,102	8,113
15歳～64歳まで人口(人)	34,997	34,911	34,826	34,739	34,655
65歳以上人口(人)	11,161	11,619	12,074	12,531	12,980
年少人口比率(%)	14.9%	14.8%	14.7%	14.6%	14.6%
高齢化率(%)	20.6%	21.3%	22.0%	22.6%	23.3%